様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

能代市長　　　　　　　様

第２期秋田県移住・就業支援事業に係る移住支援金

（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）交付申請書

　第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び能代市移住・就業支援金交付要綱に基づき、移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 西暦　　　年　　月　　日 |
| 住所 | 〒能代市 | 電話番号 | （固定） |
| （携帯） |
| メールアドレス |  |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 | 上記家族の人数のうち１８歳未満の者の人数 | 人 |
|  | テレワーク |  | 関係人口 |  |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１の１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙１の２「第２期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、能代市に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| (就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）能代市への移住の意思について |  | Ａ.自己の意思である |  | Ｂ.所属からの命令である |
| （テレワークの場合のみ記載）移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| （関係人口の場合のみ記載）別紙１の３「関係人口の場合」について |  | Ａ．該当する |  | Ｂ．該当しない |

※　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |
|

５　能代市に住民票を移す直前の10年間における東京23区内の在住履歴

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 在住先の住所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

６　能代市に住民票を移す直前の10年間における東京23区への在勤履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

７　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　回程度／行くことはない／その他 |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（県及び市町村使用欄） |  |

（様式第１号別紙１）

１　移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の交付申請に関する誓約事項

（１）　第２期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び能

代市から求められた場合には、それに応じます。

（２）　以下の場合には、第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び能代市移住・就業支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の全額又は半額を返還します。

　　ア　移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請に当たって、虚偽

の内容を申請したことが判明した場合：全額

　　イ　移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から３年未満に

能代市外に転出した場合：全額

　　ウ　移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から１年以内に

能代市移住・就業支援金交付要綱第４条第１号及び第２号に規定する要件を満たす

職を辞した場合：全額

　　エ　秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく起業支援金の交付決定を取り消

された場合：全額

　　オ　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に能代市外に転出した場合：半額

（３）　住所、就業先等の移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の要件

に関する事項の異動について、移住支援金支給の要件となる就業先法人が当該事実

を県に報告することに同意します。

（４）　私及び私と同一の世帯に属する者は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢

　　　力と関係を有する者ではありません。

２　第２期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

　県及び能代市は、第２期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、県及び能代市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

３　関係人口の場合は、次のいずれにも該当することが要件です。

　ア　移住支援金の申請日において、次のいずれかに該当すること

　（ア）　能代市移住体験ツアーへの参加経験を有すること。

　（イ）　申請日の属する年度以前において、ふるさと納税を行った年度が二以上あるこ

と。

　イ　市内への転入後、市内において、新たに常用雇用（期間を定めずに、又は概ね６月

以上の期間を定めて雇用されることをいう。）され、又は新たに事業を営むこと。